

那珂市議会全員協議会記録

開催日時 令和4年3月17日（木）午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席者 議長 萩谷 俊行 副議長 大和田和男
議員 原田 陽子 議員 小泉 周司
議員 小池 正夫 議員 石川 義光
議員 關 守 議員 富山 豪
議員 花島 進 議員 寺門 厚
議員 木野 広宣 議員 古川 洋一
議員 勝村 晃夫 議員 武藤 博光
議員 笹島 猛 議員 君嶋 寿男
議員 福田耕四郎

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 渡邊 莊一 次長 横山 明子
次長補佐 大内 秀幸 次長補佐 三田寺裕臣

会議事件説明のため出席した者の職氏名（総括補佐以上及び発言者）

市長 先崎 光 副市長 谷口 克文
教育長 大縄 久雄 総務部長 川田 俊昭
総務課長 会沢 義範 総務課長補佐 飛田 建
市民生活部長 飛田 良則 防災課長 玉川 一雄
防災課長補佐 植田 徹也 教育部長 小橋 聡子
学校教育課長 会沢 実 学校教育課長補佐 平野 玉緒
学校給食センター所長 梅原 雅美

会議に付した事件

- (1) 議会運営委員会委員長報告
…委員長報告のとおりとする
- (2) 議案第21号 那珂市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
…執行部より説明あり
- (3) 議案第22号 那珂市職員の給与に関する条例及び那珂市一般職員の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
…執行部より説明あり
- (4) 議案第23号 那珂市副市長の選任について
…執行部より説明あり

- (5) 議案第24号 那珂市教育委員会委員の任命について
…執行部より説明あり
- (6) 議案第25号 那珂市監査委員の選任について
…執行部より説明あり
- (7) 議案第26号 那珂市農業委員会委員の任命について
…執行部より説明あり
- (8) 議案第27号 那珂市固定資産評価審査委員会委員の選任について
…執行部より説明あり
- (9) 那珂市幼稚園教育スマイルプランの策定について
…執行部より説明あり
- (10) 学校給食センターの管理運営方針について
…執行部より説明あり
- (11) 令和3年度那珂市原子力防災訓練の実施報告について
…執行部より説明あり
- (12) 気体廃棄物の放出状況について
…執行部より説明あり

議事の経過概要（出席者の発言は以下のとおり）

開会（午前10時02分）

事務局長 それでは、本日、新型コロナウイルス対応としまして換気のためのドアの開放をしております。出席者の方につきましては、マスクの着用等をよろしくお願いいたします。それでは、全員協議会を開会いたします。まず、開会に当たりまして議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 改めておはようございます。

昨日、夜遅く久しぶりに大きい地震がありました。改めて3.11のことを思い起こすような地震でありました。これからもやはり防災については執行部の皆さん、また議会も含めて力を合わせて対応していきたいなと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今日は、会議事件としては7つありますので、慎重かつスムーズなご審議をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局長 それでは、この後の進行は議長にお任せいたしますので、よろしくお願いいたします。

議長 ご連絡いたします。

会議は公開しており、傍聴可能とします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内での発言は必ずマイクを使用し、質疑、答弁の際は簡潔かつ明瞭にお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、ご配慮願います。

ただいまの出席議員は17名であります。欠席議員はございません。

定足数に達しておりますので、これより全員協議会を開会いたします。

会議事件説明のため、市長、副市長、教育長、ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため議会事務局より事務局職員が出席しております。

議事に先立ちまして、市長が出席をしておりますのでご挨拶をお願いいたします。

市長 おはようございます。

本日は全員協議会を開催していただきまして厚く御礼を申し上げます。

また、本定例会中は、連日提出させていただきました議案をはじめ、各種案件につきまして、慎重なるご審議を賜っておりまして重ねて御礼を申し上げます。

ただいま議長からありましたように、昨日、大変大きな地震がございました。東日本大震災から11年を過ぎて、おやっと思われるほど大きな地震だったと思います。それぞれ大変ご心配されたと思います。

市のほうでは、早速今朝、防災無線で市民の皆様にも市内で大きな被害はなかったと。ただ、余震の可能性があるので、十分にご注意ください、そういった情報発信をさせていただきます。

若干ですけれども、経過をちょっとご説明申し上げます。

昨日の23時36分に、地震が発生をいたしております。那珂市で震度5弱でございました。10分後にはもう消防、そして、上下水道部、あるいは建設部が市内のインフラ等のチェックにスタートをいたしております。

私ども幹部が集まる災害情報連絡会議は、0時15分から開会をいたしております。その最中にも埼玉県桶川市、あるいは神奈川県内海老名市、それぞれ災害協定を結んでいるところからも那珂市大丈夫かと、そういった連絡等もいただいております。

市内の巡回等を終わりました、1時50分頃には異常がないという確認をして、それぞれ部署に引き上げております。

近隣の原子力施設につきましても、8施設あるわけでありまして、異常はないという報告が3時8分、最終報告が入りました。朝の時点で、水郡線等がまだ止まっているとそういう状況もありますけれども、市内においては大きなさほど被害はなかったということで、多少安堵をいたしております。

今回のことを踏まえて、やはり災害はいつ来てもおかしくないということを改めて実感しまして、庁内一丸となって今後の対策にも当たっていきたく、そのように考えております。

新型コロナウイルス感染症につきましても、ご承知のように感染拡大の勢いがまだ衰えません。県は、21日に、まん延防止等重点措置の解除を申し出ましたので、そういう事態になると思います。しかし、安心をしないで、これからも全庁挙げて新型コロナウイルス感染症の1日も早い収束に向けて、またさらに努力を重ねてまいりますので、議員

各位におかれましてはご指導、ご鞭撻よろしくお願いをいたします。

さて、本日の全員協議会におきましては、追加案件としまして提出いたします議案7件及び報告案件4件につきましてご説明をさせていただきます。また、本日の全員協議会に先立ちまして、本年度をもって退職する職員をご紹介させていただきました。長年の奉職を無事に勤め上げることができましたのも、議員各位のご指導の賜物と私からも御礼を申し上げます。

それでは、本日も慎重なるご協議のほどをお願い申し上げまして、簡単ではございますがご挨拶にさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

議会運営委員会、古川委員長より報告を願います。

古川議員 議会運営委員会の開催及び経過につきましてご報告をいたします。

先ほど、議会運営委員会を開催いたしました。会議事件は、議案等の追加について、令和4年第2回定例会会期日程案についてであります。

執行部から議案7件が提出されました。明日、最終日の定例会本会議において日程に追加し、委員会付託を省略して採決を行うことに決定いたしました。

令和4年第2回の会期日程（案）は、お手元に配付のとおり決定いたしました。

また、3月7日に、議会運営委員会を開催いたしました。

内容は、議会ICT導入検討会について、会議規則の一部改正の追加についてであります。

議会ICT導入検討会につきましては、議会ICT推進検討会に名称を変更し、引き続き導入検討会のメンバーで、アプリの導入等を検討していただくこととなりました。

会議規則の一部改正の追加につきましては、先日、ラインワークスの掲示板にて議員の皆様にお知らせいたしましたとおり、会議規則第166条の協議または調整を行うための場もオンラインで開催することができることとし、また、先ほどの議会ICT推進検討会を新たに協議または調整を行うための場に加えるものであります。

2月22日、全員協議会で報告した件を含め、明日、議会運営委員会発議として委員会条例、会議規則の一部改正を上程しますので、よろしくお願いいたします。

また、先ほどの議会運営委員会で、議長より、ウクライナに対する義援金についてご提案がございました。検討いたしました結果、お一人5,000円を集め、ウクライナ大使館の義援金受入れ口座へ直接振り込んでどうかというご意見がございましたので、ご報告いたします。

報告は以上です。

議長 ただいま古川委員長より報告がありました。

ICT推進検討会のメンバーにつきましては、木野広宣議員、富山豪議員、大和田和男

議員、小泉周司議員に引き続きよろしくお願ひいたします。

その前に、ウクライナの先ほど委員長報告ありましたが、委員長報告のとおりでウクライナの義援金はよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長 じゃ、そのように決定いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、事務局より補足説明がありますのでよろしくお願ひします。

次長補佐 先ほど、委員長からご説明がありました会議規則及び委員会条例の変更についてなんですけれども、こちらまず2月22日の、先ほどご説明しましたとおり、全員協議会のほうでご提示した内容、オンライン化に伴うオンラインの場で会議、委員会等が開催できるという内容をご説明しましたが、それに加えまして、今回、ICT推進検討会という組織を立ち上げることによりまして、そちらを協議調整の場に加え、また協議調整の場についてもオンラインで開催ができるよう、委員会条例及び会議規則の改正を行うものとなっております。

以上でございます。

議長 事務局からの補足説明が終わりました。

何か確認したいことはございますか。ございませんか。

(なし)

議長 ないようですので、この件につきましては、委員長報告のとおり決定いたします。よろしくお願ひいたします。

暫時休憩いたします。

休憩(午前10時13分)

再開(午前10時13分)

議長 再開いたします。

続きまして、議案第21号 那珂市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第22号 那珂市職員の給与に関する条例及び那珂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、一括して執行部より説明願ひします。

総務課長 総務課長の会沢でございます。ほか3名の職員が出席をしております。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、着座にて説明をさせていただきます。

それでは、議案第21号をご覧ください。

議案第21号 那珂市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

提案理由でございます。令和3年人事院勧告に合わせまして、特別職の職員の給与に関する法律について、人事院勧告の期末手当の支給月数の減に合わせる趣旨の改正法が国

会に提出されたことから、国の取扱いに合わせまして期末手当の支給月数を0.1月減するため、本条例の一部改正するものでございます。

2 ページが改正本文、3 ページから4 ページが新旧対照表でございます。

5 ページをご覧ください。

5 ページが改正の概要となっております。

まず、改正条文の第4条としまして、人事院勧告に基づき特別職の支給月数を令和4年6月期以降において1.625月に変更するものでございます。

附則としまして、第1項が施行日を公布の日から施行するものとし、第2項で令和3年度の引下げに相当する額を令和4年6月期末手当から差し引くことを規定するものでございます。第3項では、前項に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は規則で定めるとするものでございます。

続きまして、議案第22号をご覧ください。

議案第22号 那珂市職員の給与に関する条例及び那珂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございます。令和3年人事院勧告に伴い期末手当の支給月数を再任用を除く一般職を0.15月、再任用職員を0.1月減とするため、那珂市職員の給与に関する条例及び那珂市一般職の任期つき職員の採用等に関する条例の一部を改正するものでございます。

2 ページから3 ページが改正条文、4 ページから7 ページが新旧対照表となっております。

8 ページをご覧ください。

8 ページ、改正の概要となっております。

本則第1条関係としましては、那珂市職員の給与に関する条例、第20条第2項で、再任用を除く一般職員の支給月数を令和4年6月期以降、1.2月に変更し、同条第3項におきまして再任用職員の支給月数を令和4年6月期以降、0.675月に変更するものでございます。

本則第2条としましては、那珂市一般職の任期つき職員の採用等に関する条例、第9条第2項で支給月数を令和4年6月期以降において、1.625月に変更するものでございます。

附則としまして、第1項が施行日を公布の日から施行するものとし、第2項としましては、令和3年度の引下げに相当する額を令和4年6月期末手当から差し引くことを規定するものでございます。

第3項としましては、令和3年12月期末手当が、給与条例または任期つき条例以外の条例に基づき支給されたものについての調定額算定を規則に委任するものでございます。

第4項では、前項に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は規則で定めるものとするものでございます。

詳細につきましては、別添の説明資料のほうで説明をさせていただきたいと思っております。

説明資料のほうをご覧ください。

それでは、説明をさせていただきます。

まず、1ページなんですけれども、今回の改正の趣旨としまして、令和3年8月に、国家公務員の一般職等の期末手当支給月数の改定、引下げですけれども、こちらについて勧告が行われました。これを受けまして、政府は勧告どおり期末手当の支給月数を引き下げることで、令和3年度の引下げに相当する額については、令和4年6月の期末手当から減額することの2点を令和3年11月に閣議決定をいたしました。地方公務員の給与改定につきましても、同閣議決定におきまして、地方公務員法の趣旨にのっとり適切に対応すること、令和3年度の期末手当の引下げに相当する額の調整時期は、地域の実情を踏まえつつ国家公務員の取扱いを基本として対応するよう要請があったところでございます。

これらの要請に準じまして、関係条例につきまして、今回、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、2ページをお開きください。

下のところの図のほうで説明をさせていただきたいと思います。

こちらのほうが引下げと調整額差引きのイメージ図となっております。こちらの例として挙げているのは、再任用職員以外の一般職員の例となっております。

まず、左側の大きな四角ですが、これが昨年の12月に支給された期末手当になります。例年であれば、人事院勧告で削減される0.15月を差し引いた金額を支給するところではございますが、差引きをせず、1.275月支給しているところでございます。

今回の条例改正による令和4年6月の期末手当のイメージが中央の四角になります。一般職の場合は、年間で0.15月削減ですので、期末手当は6月と12月の2回支給されるため、0.15月の半分、1回の支給としましては0.075月が減となっております。差引き1.2月分の支給となりますが、そこから調整額を差し引くこととなります。また、本年12月の期末手当は、その差引き分がないので、1.2月の支給ということになります。

4ページに参考資料を添付させていただいております。こちらの4ページが(1)としまして期末手当の支給月数、(2)としまして平均影響額、こちらは年間での計算となっております。

最後になりますが、令和4年第1回臨時会において、こども課のほうで私立の幼稚園教諭や保育士等の処遇改善について提出したところでございます。その際、公立の幼稚園、保育所については、詳細が決まりましたら提出予定との説明をしておりましたが、検討の結果、公立の幼稚園、保育所等の処遇改善は実施しないことといたしましたので、報告をさせていただきます。説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

ご意見、ご質疑ございませんか。ございませんか。

(なし)

議長 質疑を終結いたします。

続きまして、議案第23号 那珂市副市長の選任についてから、議案第27号 那珂市固定資産評価審査委員会委員の選任について、以上5件について執行部より説明を求めます。

人事案件になりますので、プライバシーに配慮した上で審議をお願いいたします。

市長 それでは、議案第23号をお開き願います。よろしいでしょうか。

議案第23号 那珂市副市長の選任について。

氏名、玉川明。住所、生年月日、略歴は全員協議会資料のとおりでございます。

提案理由でございます。谷口克文副市長が、令和4年3月31日をもって退任することに伴い、後任者を選任するに当たり議会の同意を求めるものでございます。資料にございますように、玉川氏は、県政策企画部や総務部、また保健福祉部や議会事務局など多岐にわたり県行政に携わってこられました。

本市では、住みよさのさらなる向上を図り、豊かな自然環境や地理的優位性を生かして、産業振興等を通じた地域の活力づくりと将来にわたって持続可能な地域の実現に取り組んでおりますが、県行政に深く関わってこられた玉川氏であれば、住みよさプラス活力あふれる那珂市の推進にそのキャリアが必ず生かせると考え、副市長として玉川氏を迎えようとするものでございます。

続いて、議案第24号をご覧ください。

議案第24号 那珂市教育委員会委員の任命について。

氏名、齋藤文夫。住所、生年月日、略歴は全員協議会資料のとおりでございます。

提案理由でございますが、那珂市教育委員会の住谷光一委員が、令和4年3月31日をもって任期満了となることに伴い、後任者を任命にするに当たり議会の同意を求めるものでございます。

続いて、議案第25号をご覧ください。

議案第25号 那珂市監査委員の選任について。

氏名、木野広宣。資料は省略させていただいております。

提案理由でございますが、那珂市監査委員の君嶋寿男氏から退職の申出があり、市長が承認したことに伴い、後任者を選任するに当たり議会の同意を求めるものでございます。

続いて、議案第26号をご覧ください。

議案第26号 那珂市農業委員会委員の任命について。

提案理由でございますが、那珂市農業委員会委員の任期が令和4年3月31日をもって満了となるため、新たに19人を任命するに当たり、議会の同意を求めるものでございます。

氏名を申し上げます。順不同となります。

佐川茂、大森龍一、助川操、鈴木久夫、福田和一、宮田幸男、石崎甲一、峯島勝則、根本衛、水野一男、鈴木洋、海野浩行、檜山眞弓、青山政弘、綿引桂太、内田和幸、會澤留美、飯田士朗、大曾根栄。住所、生年月日、略歴は全員協議会資料のとおりでございます。

続いて、議案第27号をご覧ください。

議案第27号 那珂市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

氏名、綿引淳子。住所、生年月日、略歴は全員協議会資料のとおりでございます。

提案理由でございますが、那珂市固定資産評価審査委員会の綿引淳子委員が、令和4年3月31日をもって任期満了となることに伴い、引き続き同委員を選任するに当たり議会の同意を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

ご意見、ご質疑ございませんか。

ただし、プライバシーに関する件にはご配慮をお願いいたします。

ございませんか。

(なし)

議長 質疑を終結します。

追加議案についての説明は以上となります。

ただいま説明のありました追加議案の質疑、討論の通告締切りは、本日の午後5時までとなりますので、ご承知おきをお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午前10時31分）

再開（午前10時32分）

議長 再開します。

続きまして、那珂市幼稚園教育スマイルプランの策定について、執行部より説明を求めます。

学校教育課長 学校教育課長の会沢と申します。ほか3名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、全員協議会資料、那珂市幼稚園教育スマイルプランの策定についてをご覧ください。

それでは、説明させていただきます。

那珂市幼稚園教育スマイルプランの内容につきましては、昨年12月16日の全員協議会で説明をさせていただきましたが、その後、パブリックコメントを実施いたしましたので、今回はその結果につきまして、ご説明させていただきます。

意見の募集期間は、12月20日から1月18日までで、4人の方から、件数としては18件

のご意見をいただきました。いただきましたご意見によるプランの内容修正はございません。

策定を進めてまいりました幼稚園対策協議会につきましては、内容修正がございませんでしたので、協議会は開催せず、書面にての報告とさせていただきます。

今後は、教育委員会定例会での議決をいただきまして、策定を完了し、公表をする予定としております。

パブリックコメントでいただきましたご意見は、2ページからでございます。

要望としていただきましたものは、2ページの3歳児保育の実施、通園の送迎バス、3ページの預かり保育の拡充、学校給食の導入などございました。これらの事項につきましては、スマイルプラン策定の際のアンケートでも要望が多かったものでございまして、プランの中でも今後の検討課題として記載しておりますので、その旨、市の考え方として記載しております。

ひまわり幼稚園の特色として、現在も実施しております事項、2ページの下の方にございます運動指導、あるいは3ページの上にございます食育でございまして、これらにつきましては、今後も続けてほしいとの要望をいただいております。こちらにつきましても、今後も継続して実施してまいりたいと考えております。

また、現在の園での取組などに対する肯定的なご意見としまして、3ページの下から4ページになりますが、幾つもいただいております。

いただいたご意見と市の考え方につきましては、市のホームページに掲載し、公開をしているところでございます。

また、内容に変更はございませんが、今回、体裁を整えました最終版と概要版をお配りさせていただきましたので、ご確認いただきたいというふうに思っております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 執行部より説明が終わりました。

ご意見、ご質疑ございませんか。

小泉議員 すみません、ちょっと読ませていただきまして、内容的にはどこが問題だとかそういうことはないんですけども、やはり保護者等がパブリックコメントに出ているとおり、ある程度、3歳児保育であったりとか、目の前で取り組んでいく必要があるものというのがあると思うんです。給食もそうですし、ここにも出ていますけれども、認定こども園の移行なんかもそうだと思うんですが、この推進というものが、これを見る限りどのように取り組んでいくのかちょっと分かりづらいんですが、そのあたり、教えてくださいませんか。

学校教育課長 3歳児保育につきましては、アンケートの際も、またこのパブリックコメントの際にもやはり要望としていただいております。こちらにつきましては、園児の確保という観点もございまして、民間の幼稚園等との調整も必要なものでございまして、

そちらの調整をしながら、進めてまいりたいというふうに考えてございます。

また、できることにつきまして、預かり保育の時間拡充というようなところにつきましては、今年度から卒園後の預かり、今までできなかったというふうなところがございましたが、その部分、今年度から卒園後も年度末までできるようにということで拡充をしたところでございまして、今後も時間の拡充につきましても積極的な検討をしてまいりたいというふうに考えてございます。

また、こども園につきましては、保健福祉部局と需要の調整、あるいは今後の方向性を決めていくということになるかと思っておりますので、そちらのほうと協議、調整をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

小泉議員 ちなみに、ひまわり幼稚園、来年の入園予定者は今何名でしょうか。

学校教育課長 57名の予定でございます。

以上です。

小泉議員 やはり幾つかコメント頂いているとおり、早急な対応が必要なものはあると思うんです。3歳児保育なんかも特に最も重要な対応をしていかなきゃならない課題かなというふうに思いますので、ぜひとも10年という、長いこれプランなので、その中でやればいいよということではなくて、なるべく早くやるものというものは、重点的に前倒しで進めていただけるようお願いいたします。よろしく申し上げます。

議長 ほかにございせんか。

寺門議員 これは39ページですかね、計画の推進というところで、基本方針1、教育内容の充実、成果目標ということで、子供が幼稚園に行くことを楽しみにしていると回答した保護者の割合、令和3年度現状値が73.3%。以降10年で20%上げますよということで書いてあるんですけども、やはり私も喫緊の課題というのは3歳児保教育、ここがこれ保護者の方も望んでいるんですね。いますんで、それを早めに実行をしていくということじゃないかなというふうに思っております。毎年2%ずつ上げていくというのは、これいかなものなんでしょうかということがまず第1点です。

あとは、今後、園児が、もう保育園も含めてどんどん減少していく中で、先ほども民間との調整をしながらというお話がございましたけれども、その辺も早めに調整をしていただいて、やはり魅力ある幼稚園、ひまわり幼稚園なんですよというのを訴えていかな限りは園児数は増えませんよね。先ほど、もう2%ぼちぼちやっていて、それができるのかというのが問いなんです。この辺いかがですか。

学校教育課長 前回もこちらにつきましてはご意見のほうを頂戴したところでございまして、現状値を見まして、当然、目指すべきところは100%というようなところがいいというふうには思っているところでございますが、この現状値からの目標の設定というところでこちらの数値にしたところでございまして、これを超えればいいというのではなくて、

当然もっと上を目指すというような気持ちでは取り組んでいかなければならないというふうには思っております。

以上です。

寺門議員 上を目指していくのは当然だと思いますので、ぜひ頑張ってくださいたいんですが、やはり保護者のアンケートにもありましたように、そこは園の魅力というのは要求されているわけで、それが3歳児だよということも言っていらっしゃる。それは早急に解決というか、実行をしないで順次やっていくよということじゃなくて、できるところはしっかりと魅力をPRしながら進めていただきたいなというふうに思います。

以上で要望ということで終わりにしておきます。

議長 ほかにございませんか。

(なし)

議長 なければ、質疑を終結いたします。

続きまして、学校給食センターの管理運営方針について執行部より説明を求めます。

学校教育課長 学校給食センターの管理運営方針について説明させていただきます。

全員協議会資料のほうをご覧くださいと思います。

学校給食センターの管理運営方針でございます。今後の学校給食センターの管理運営の在り方について、これまで検討を進めてきたところでございますが、今回、方針を策定いたしました。1ページと2ページに概要としてまとめましたので、今回の説明はこの概要に沿って進めてまいりたいと思います。

なお、(2)、別添の方針本体の該当するページのほうを記載してございますので、詳しくはそちらのほうをご確認いただきたいというふうに思います。

1、管理運営方針検討の背景でございます。

昭和60年に学校給食業務の運営の合理化について文部省から通知され、その後、平成15年にも同様の通知が出されております。これは地域の実情に応じ、パートタイム職員の活用や民間委託等の導入により人件費などの経費の適正化を図る旨の内容のものです。

その後、平成19年には、総務省から技能労働職員等の給与等の総合的な点検の実施についての通知が出されており、これは民間に比べ給与水準が高いとの指摘がされていることを踏まえ、総合的な点検と見直しなどへの取組を求めたものでございます。

本市におきましては、行財政改革大綱及び那珂ビジョンに、管理運営方法の見直しとして掲げられ、今年度、方針を決定することとしていたものでございます。

2、学校給食センターの現状です。

市直営のセンター方式で、現在、約4,300食を調理提供してございます。平成6年稼働でございます。調理員の人数は、全部で28名、うち20名が会計年度任用職員となっております。

3、センターの課題です。

1 番は、正規調理員の減少でございます。これは先ほどの平成19年の総務省通知によりまして、本市でも給料表の見直しや採用抑制などに取り組んだ結果、正規調理員は定年退職等により年々減少している現状となっております。現在の調理体制では、主任、副主任、作業班長4人の計6人の正規調理員が必要でございますが、今後の定年退職で令和8年度当初には4人まで減少するため、現在の体制が取れない状況となります。

また、2つ目としまして、施設設備の老朽化も進んでおり、計画的な更新が必要となっております。直近3か年の修繕費用は、平均3,000万円ほどとなっております。

4、民間委託等の状況でございますが、全国では71.6%、県内では23市2町が調理業務に民間委託を導入しております。

2ページ目になります。

5、学校給食センターの管理運営方針です。こちらがこの方針の中心となる部分でございます。

調理業務等の一部業務について民間委託を導入することといたします。この考え方につきましては、学校給食は、教育の一環であることから、実施主体、これは市となりますが、市の責任と主体性の基に給食提供を継続するため、調理業務等の一部の業務について民間に委託するものでございます。献立の作成や食材の調達、検食等の業務は、市が責任を持って実施すべきものであり、また、給食の質が低下することのないよう、これらの業務につきましては今後も市の直営を維持してまいります。

その他、検討した管理運営方法としましては、全調理員を会計年度任用職員や人材派遣とする公設公営や施設を移譲して民間が運営する民設民営、給食事業者から弁当形式での搬入などがございますが、それぞれに課題があるため不採用といたしました。

6、令和4年度以降の検討事項です。

(1) 民間委託の開始時期です。職員の任用替えについて、人事担当部局とも協議調整しながら、こちらは決定してまいりたいと考えてございます。

(2) 委託する業務の範囲です。民間委託の先進事例を参考に、今後、精査してまいりたいと考えてございます。

(3) 委託事業者の選定方法です。こちら先進事例では、事業者からの提案を受けるプロポーザル方式が多くなっておりますので、現段階では本市でも同様に考えてございます。

(4) 正規調理員、任用調理員の処遇でございます。正規調理員の事務職等への任用替えや会計年度任用職員の委託先への継続雇用など、それぞれ本人の意向を尊重し、不利益のないよう対応してまいりたいと考えております。

(5) 保護者等関係機関への周知、説明です。学校や児童生徒、保護者などへ早い段階から行ってまいりたいと考えております。

7番、検討の経過でございます。

学校給食センター運営委員会をはじめとしまして、説明や報告を行いながら進めてきたところですが、詳細は記載のページのほうをご確認いただければと思います。

今後のスケジュールでございますが、市教育委員会定例会での議決を経まして、決定を
してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 執行部の説明が終わりました。

ご意見、ご質疑、ございませんか。

花島議員 幾つかあります。

まず第一に、国、文部省なり総務省からいろいろ通知だの、何か指導みたいなやつがあるみたいですが、一体それというのは法的にどこまで従わなきゃならないものなんでしょう。

学校教育課長 技術的指導とかというようなところで、助言指導の範囲ではあるというふうには考えてございます。

以上です。

花島議員 給食も関係あるんですが、私は議員になる前はさる公的機関に勤めていまして、特に総務省からいろいろ言われていまして、ろくでもないことが多いんです。例えば、仕事柄電子回路なんかをやる部署が必要でして、そういうところもどんどん民間委託しろと。私も仕事で電子回路の製作なんかを民間企業に発注しました。でも、自分の職場にそういうことをちゃんとやれる部門があるかどうかというのが非常に大事で、その実力も大事なんです。

給食について言えば、やはり給食も同じように委託に入っちゃいまして、一部は調理師が頑張っていた結構楽しめた職場がもうつまらない、行く気しないというか。私なんかは完全民間委託になってから数回しか行かなかったんですね。楽しくないですよ。

頂いた資料の中で契約で縛れるみたいなことが書いてあるんですけども、そう簡単なものじゃないです。特に味に関することは、無理と言っていいですね。それともう一つは、現場に分かっている者がいないと、コントロールが難しいんです。そのことを考えてやっていただかないと困ると思います。

繰り返しになりますが、国の言う言い分というかな、言っていることを一々従っていたら、ろくでもないことになりかねないということが一つと、現場を知らないことにならないようにしていただきたい。

今回の提案では全面委託ではなくて一部ということなんです、それについては特に今の段階で反対するつもりはないですけども、今後のことを考えて、やたら増やさないでほしいということです。

それから、給食センターが老朽化してという話もありますが、それはやはり民間委託したって民間のところでやっぱり何らかの設備が必要なんで、それについてやはりコスト

がかかるわけですよ。それは結局こちらからのコスト負担になるわけですから、直すのもちゃんとした。特に学校給食の場合は、安全管理というんですか、何回かトラブルありましたよね。そのトラブルゼロにしたいけれども、ゼロにならないだろうというのは、私は認識しますが、その点でもやはりコントロールが利く範囲、それから調査しようと思ったときに深く調査できるかどうか、自分たちでやっているか、よそにやらせるかで全然違うと思いますので、その点、配慮をしていただきたいと思います。

それから総務省が言っている中で、人件費のコストについて、すぐこういうことを言うてくるんです。でも、優秀な人材を得るためには一定の処遇というのが大事です。1番はやりがいのある仕事で、2番目は処遇だと私は思っているんですけども、その2番目の部分ですね。一定のコストをかけるのはしようがなくて、民間が買いたたいて幾ら安くできたからといって、我々がそれに簡単にコストダウンのためにそっちに向かうべきじゃないと考えます。

以上が意見です。

議長 答弁はいいですか。よろしいですか。

教育部長 すみません、ご意見ありがとうございます。

私どもが今回、民間に一部の業務を委託するというのは、これは実は必然的なものなんです。というのは、先ほど課長から説明申し上げましたとおり、正規職員の調理員がいなくなる。いずれにしても、調理業務は正規の職員では成り立たなくなる、私どもの直営では成り立たなくなるという現実が目の前に来ている、そのために検討をしたということが第一です。

文部科学省、総務省からの通知以前は、やはりコストが削減できるというのが結構大きな目玉がだったんですが、実は現実的に今はさほどそこにメリットがなくなってきているというのがございます。今回、やはりご心配なさっている食の安全であるとか、味覚の問題等ですね、食の安全というときに2つ要素が私あると思っていて、1つは食材の安全性、先ほど味覚と言いましたけれども、やはりその素材というのが大変重要になってきます。そこは説明申し上げたとおり直営を維持します。発注、納品、それから検食まで、私どもがじかに関わりますので、これまでどおり県内産、地場産食品を使う、あるいは質の高い肉や魚、調味料、加工品を使う、そこは私どもでしっかり管理できると思っております。

それから、調理場の安全性ですね。先ほど、給食事故のことを例に挙げていただきました。私どもの正規の調理員、あるいは会計年度任用職員が調理して安全、民間の事業者が調理したら危険、なかなかそこに確たる相関関係はさほどないのかなと思います。そこはやはり私どものほうで業者を選定するときにプロポーザルの中でしっかりと把握していきたいとは思っております。

しかしながら、食の安全性のときに最終的な責任がどこにあるのかというところが一番

大事かと思っています。委託するのは、調理業務の一部の業務です。最終的な責任は私どもが持ちます。調理員につきましても指示書を作成して、しっかりと把握していきたいと思っております。現実的な問題としてこれを検討しなければならない、また、この方針どおりに実現していかなければならないという中での私どもの一番いい方法だと私は認識しております。花島議員からご意見があったご心配あったこと、心して取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞご理解いただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

花島議員 当面の対応としてはある程度理解しているんです。

ただ、今おっしゃったことに関して2つ意見言います。

1つは、調理師がいなくなるというのは、そもそも国の指示などで新規雇用を抑制しているからですね。だから、それも頭に入れておいていただきたいということです。

それから、私は民間に委託したら安全じゃないとかそういうことを言っているんじゃないんです。何かあったときの調査が自分の手元のほうが深くできるということだけなんです。それは長期的には、より安全になるという意味じゃなくて、何ていうかな、安全のレベルアップなりコントロールが担保できるという話なんです。分かっていると思いますが、念のため伝えておきます。

議長 ほかにございせんか。

笹島議員 ちょっと聞きたいんですけれども、これ民間委託71%、全国的に、これどの程度までの範囲で民間委託しているのかな。

学校教育課長 71%の全体がどこまでという範囲までは数字上なので追えない部分がございますが、県内の状況を見ますと、調理部門と、あとボイラーの技術的な部分を含めた形や調理だけのもの、あるいは配達も込みのものなどが県内では見られます。

以上です。

笹島議員 これ世の中の流れとして民間委託という、何でもそういうあれになっていると思うんですけれども、指定管理や制度もそうですけれども、那珂市もそういう形でできるだけコストダウンもそうかもしれないですけれども、流れですよ、世の中のね。

そうしますと、今言っていたこの専門に学校給食か、あと社員食堂とかという専門に扱っている会社というのがありますよね。結構大きくやっていますよね、それを。そこはもちろん配送とか、ボイラーとか、調理とかとどこまでやっているか分からないんですけれども、もし分かる範囲で教えていただけますか。

学校教育課長 どの市町村がどの程度までやっているかというような内容が分かればというようなことだったでしょうか。

笹島議員 そうじゃなく、この専門会社があると思うんですよ。県内じゃなくてもいいです。全国的でもいいですから、どの程度までその仕事をやっていらっしゃるのかということをもし分かれば。

学校教育課長 県内で委託している市町村で事業者お願いしているところ、いろいろあるんですけれども、県内で9つの事業者それぞれ委託しているというような形になっております。そちらの委託している内容につきましては、調理部門だけのところと、あとはボイラーも含めて、あるいは配送も含めてというところでその辺はちょっとばらつきがあるというような状況でございます。

以上です。

笹島議員 そうすると、なかなかその調理師が集まらないという、先ほど言っていましたよね。このコロナ禍で飲食店辞めた方も調理師免許を持っている方、いらっしゃると思うんですけれども、お給料もいいかもしれない、待遇もいいかもしれないですけれども、今言っていた直営よりもこういう会社に任じた方が自分らでやるよりも、今言っていた手間暇かからず、安全性云々は向こうもプロですから、それやったら命取りになりますから、真剣にやると思うんですけれども、そういう面でそういうやり方もほかのものもやっていますんで、少しは考えていらっしゃるのかな、那珂市としては。

学校教育課長 すみません、どの範囲のところというのがちょっと把握し切れなかったんですけれども。

笹島議員 じゃ、1つだけ行きます。世の中の流れというのが、今のできるだけ民営、民間へ委託していくという流れと思うんですよ。直営というのは、コスト高になると言われていますよね。分かりませんよ、中身は。ただ、その流れにこれからも少しずつ沿っていくのかなと。これ一部業務委託というのは、どの程度の一部か分からないんですけれども、そのことも詳しく教えて、2点ちょっと教えてくれますか。

学校教育課長 委託する範囲、この後広げていくのかというようにところも含めてなのかなと思うんですけれども、今現在、委託する範囲として考えておりますのは、こちら方針の本体の5ページをご覧くださいければと思います。

5ページの上のほうに表3が記載してございます。こちらにセンターの業務を四角く囲って区分しておりますが、今回、委託する範囲としましては、学校給食センターという点々で囲んだ左半分の業務の中の、さらに下のちょっと太い点線で囲んだ部分、調理業務委託範囲、こちらが先進事例で多く委託されている範囲となっております。調理作業そのもの、あるいは配缶作業、あるいは戻ってきたものの洗浄、消毒とか清掃とかというところを、今回委託の範囲と一部、この一部について委託しようというところで考えている部分でございます。

その上の部分、先ほど申し上げた献立作成ですとか、食材の調達などは、市の直営を今後も維持してまいるべき根幹に関わる部分というふうに考えてございますので、上のほうもこの先、将来的に広げて民間委託というようなところは現段階では考えてございません。

以上です。

笹島議員 仕入れもあると思うんですね。今言っていた自営からとか、あと地産地消でこちら辺からとか、それから学校給食会という米とかパンとか麺をあれていますよね。ですから、そういう面はもう譲れない部分あるんでしょう、そうですね。そうしたら、全国的な学校給食というのを民間委託というのは不可能ですね。だから、残しながら玉虫色で、できるものはやっていくと。だから、コストダウンよりもやれるものはやっていくと。できないものは、先ほど言ったもの、学校給食会というものは絶対的なものでしょうから、仕入れ面で。ですから、そこと民間では相入れない部分がありますから、ですからそこを残しつつ、これから進めていくという、そういう形でやらざるを得ないのかな。全面的じゃなく、一部をやはりずっと継続的にというのはどうなんですか、それは。ほかの市町村もちょっと併せて教えていただければ。

学校教育課長 まず、先ほども5ページの上の表の中の、ただいまの食材の調達部分というようなご意見ございましたけれども、食材の調達、発注等も含めて、こちらのほうは市の直営で今後もやっていくというようなところで、学校給食会とか地元の地場産品の使用なども含めまして、こちらのほうは市の直営でやっていくべきものという認識をしておりますので、この部分は今後も委託の範囲に含めるべきではないというふうには考えてございます。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

小泉議員 今回、このような形で出てきております。花島議員等が言うことも私、一部分かるころはあるんですが、ただ、これ実は、那珂市は合併から50人減らそうということで489人という定員の削減に取り組んだというところがある中で、総務省からの指導もありましたが、実際には職員数に含まれるわけですよ、この技術系の職員の方も。その中で県から権限移譲があったりとかで、事務量が増えていくという中で、那珂市としてどこに職員を充てていくかという、これまで続けてきた政策的なところの中で技術者の補充をせずに、その部分を事務方という流れもあったというところを私は十分に理解しますので、そのような流れからいくと、今回のこの話も私は仕方ないというふうに思うところでは。

むしろ、今既に6名、今年1名、小泉主任が辞めますので6名の方でここ何年かやっていくということも、かなりぎりぎりの部分だと思うんです、現場の方にとっては。ですから、令和8年に4名ということですけども、できれば、もちろん組合とか現場の方の意見というものも十分に調整をしていただいた上で、このような方針が出ているのであれば、やはりある程度の時期にしっかりと移行していただく。8年を目標ということではなくて、既に私は6名というのは、現場の方は相当苦勞されている状況だというふうに、私はそう思いますので、その辺は十分にヒアリング等をしていただいて、なるべく早い時期にこのような形で進めていただくというのがよろしいんじゃないかというふ

うにと思いますが、いかがでしょうか。

学校教育課長 ありがとうございます。我々としましても、最終のぎりぎりが8年度というように見えておりますが、その前に今ご指摘あったように、調理員の意向などを丁寧に進めながら、可能な限り前倒しができればというふうには考えているところでございます。

以上です。

議長 ほかに。

關議員 小学校の給食を2回ほど過去に食べたことがあるんですが、同じ学校なんですけれども、いずれもみそ汁が冷たかったんですね。せっかく給食費を親から頂いている中で、そういう学校によって温かい、冷たいの差なんかあるんですかね。それとも、学校でその再度給食センターのものを温め直すなんてことをやっているんでしょうか。

学校教育課長 学校での温め直しは、ちょっと設備的にないので、食缶と保温容器に入れて、調理後2時間以内に喫食していただけるようなことで運送のほう、配送のほうもしているところですけども、ちょっとものによっては冷めてしまうというふうなところも発生してしまうというのが現状なのかなというふうには思います。

以上です。

關議員 ぜひとも温かいものを食べさせてあげたいなど、そういう工夫をぜひお願いしたいなというふうに思います。

議長 ございませんか。

寺門議員 施設整備の老朽化があるというお話がありまして、ここ4年ぐらい、直近でいうと3年ぐらいは2,000万円から3,000万円、毎年修繕費がかかっているということがありまして、27年ということになりますと、当然機械等について、今後、10年なら10年、5年なら5年でどういったものをどういうふうに計画的に変えていくんだということが明確になっているのかということと、そのコストについて、同じように2,000万円だったり3,000万円だったりかかっていくのかという部分ですよね。それはきちんと見通しされているのかという点がまず1点、それをお聞きしたいのと、先ほど人員の件もありましたんですが、移行する前に職員の方が3人ほど辞められて、最終4人になるということなんですけれども、その間、補充はしないのか。

これについては、やはり次のステップへ行くまでにやはり質を、おいしい給食の質を落とすとはいけないと思いますんで、その質の確保というのはどういうふうにしていくのかということですよ、人が減って。司令塔が減っちゃうわけですから、その辺もどう考えているのか、ちょっと2点お伺いします。

学校教育課長 まず、施設の設備の修繕のほうでございますけれども、なるべく耐用年数と各設備等を見ながら、一気にある年にどかんと大きな額がかからないような平準化ができるものは平準化するような形で実施計画に年次的にあげたりというふうなところで調

整をしながら計画をしているところでございますが、なかなかその耐用年数ぴったりで設備の更新というところが難しいところがございますので、ものによっては想定よりも前に故障して、補正予算で対応させていただいたりというのが、ぼろっと出てくるというようなこともあるのが現状でございます。

あと1点、人員のほうなんですけれども、現体制の主任、副主任、あとは班長を含めた6人というところの体制が令和8年度まではそこまでは維持できるというようなところでございますので、そこまではこの体制で行けるところまでは行くというようなところで考えてございます。

以上です。

寺門議員 人員的には行けるところまで行けるといのは、ちょっとよく分かりませんが、ぜひ頑張ってくださいなとは思いますが。

その修繕費については、今までもやはりでかい金額で、ぽつと補正で組んで、壊れちゃったからという話で、どうも計画的な補修、いわゆる補修計画ですかね、きちっと組まれていないようなことがありましたんで、それは絶対ないように、きちっと5年、10年で計画を組んで、毎年修繕費を上げていく。そうじゃないと、突然止まって、給食出せませんということになりかねませんので、そういうことがあたらなければいけないので、ぜひしっかりと計画を組んで、毎年、修繕費なら修繕費できちっと出していただきたい。できるだけ補正は組まないでいただきたいなというお願いです。

以上です。

議長 ほかに。

(なし)

議長 なければ、質疑を終結いたします。

暫時休憩とします。

再開を11時25分といたします。

休憩（午前11時14分）

再開（午前11時25分）

議長 再開いたします。

続きまして、令和3年度那珂市原子力防災訓練の実施報告について執行部より説明を求めます。

防災課長 防災課長の玉川でございます。ほか2名が出席をしております。よろしくお願いたします。

着座にて説明のほうをさせていただきます。

それでは、全員協議会資料、令和3年度那珂市原子力防災訓練の実施報告についてをご覧願います。

原子力防災訓練の実施結果を報告させていただきます。

1、訓練の概要になります。

(1) 実施日時でございますが、11月23日火曜、勤労感謝の日、時間は8時から12時、実施場所は市役所、本米崎体育館、中央公民館、本米崎公民館になります。

2、訓練項目でございますが、災害対策本部運営訓練をはじめまして、記載の5項目になります。併せまして、感染症対策の確認をしております。

3、訓練の対象事業所は、日本原電東海第二発電所になります。

4、訓練の参加機関でございますが、茨城県、茨城県警那珂警察署、市社会福祉協議会、日本原電となっております。

5、訓練の参加者数になります。

市民の参加者数でございますが、P A Z住民避難訓練には、本米崎地区の住民40人に参加いただいております。

なお、U P Z屋内退避訓練につきましては、自主参加としたことから、参加者数は把握できてございません。

関係機関からは約20名が参加しております。市は70名になります。

次に、2、実施結果になります。

訓練の実施結果につきましては、報告書としてまとめております。

内容につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

次に、3、実施結果の公表になります。

訓練の報告書につきましては、3月下旬に市ホームページでの公表を予定してございます。

それでは、訓練の実施報告書について説明をさせていただきます。

4ページのほうをご覧ください。

なお、前のページの3ページにつきましては、訓練の概要となっております。説明が重複いたしますので、割愛のほうをさせていただきます。

それでは、2、訓練評価の概要から説明をさせていただきます。

(1) 評価の目的になりますが、原子力災害に関する防災体制の実効性を確認し、市地域防災計画や広域避難計画(案)の検証及び改善等を図ることを目的としております。

(2) 評価方法につきましては、今回、自己評価としております。訓練の後に、各拠点で実施した係員による振り返りや市民へのアンケート、さらに関係機関から意見聴取をいたしまして、訓練の成果と課題及び対応をまとめております。

3、訓練項目別の評価結果になります。

訓練ごとに幾つかピックアップをして、説明をさせていただきます。

(1) 災害対策本部運営訓練におきましては、本部員及び本部要員による体制の確認と、事態の進展に応じた措置の検討と決定をしております。併せまして、住民への情報伝達の手順、内容についても確認をしております。

5 ページをご覧ください。

成果になります。

1 つ目になりますが、事態の進展に応じた防護措置の確認ができて、災害対応の習熟が図れたこと。

また、4 つ目になりますが、本部連絡員の配置により、本部と各班との連絡調整や情報収集機能の強化が図れたことなどが挙げられます。

課題や改善すべき点といたしましては、1 つ目になりますが、より実効的な訓練にするため、シナリオを段階的に減らすことが必要との意見がございました。

今後の対応といたしましては、シナリオを含め訓練内容を工夫しまして、対応力、判断力の向上につなげていきたいと考えております。

また、4 つ目の繰り返し訓練を行う必要があるという点につきましては、今後、住民の実動訓練や職員研修、ほかの自治体の訓練の視察などを継続的に行いまして、全体的なスキルアップとノウハウの蓄積を図っていきたいと考えております。

続きまして、6 ページの下をご覧ください。

(2) 住民情報伝達訓練になります。

この訓練では、防災無線や緊急速報メール、SNSによりまして災害の概要と屋内退避や避難指示などの情報を住民へ伝達しております。

7 ページをご覧ください。

成果といたしましては、1 つ目になりますが、情報伝達の手順を確認しながら実施したことで、要員の対応力が向上したこと。また、4 つ目は、アンケート結果にはなりますが、防災無線と緊急速報メールが情報伝達手段として有効であることを再確認できたことなどが挙げられます。

課題・改善すべき点といたしましては、1 つ目になりますが、住民避難訓練に参加した住民全員が発信した情報が伝わったとアンケートで回答をしている一方で、避難指示前に避難をしてくる方が見られたということ。

また、2 つ目の防災行政無線につきましては、丁寧に情報を伝えようとするとう情報量が多くなってしまふなど、音声での伝達に限界を感じたところもございます。

さらに、3 つ目になりますが、本市には災害時の対応が異なるPAZとUPZの領域があり、必要な情報を的確に伝達する難しさも感じたところでございます。これらの課題につきましては、必要な情報を正確かつ端的に伝えられるよう検討を行いまして、住民の多様な情報収集手段の確保につきましても普及啓発のほうをしまいりたいというふうと考えております。

続きまして、8 ページをご覧ください。

(3) PAZ住民避難訓練になります。

この訓練では、本米崎地区住民に参加いただきまして、一時集合所から避難所までのバ

ス避難と安定ヨウ素剤の緊急配布について、一連の手順を確認をいたしております。また、避難所とした中央公民館では、訓練参加者を対象に、放射線の基礎講座と簡易テントや段ボールベッドの組立て体験を実施しております。

成果といたしましては、1つ目、2つ目になりますが、迅速かつ適切な実施が必要となる住民避難訓練を感染症対策の確認をしながら行い、検証することができたこと。また、3つ目から5つ目は、アンケート結果になりますけれども、安定ヨウ素剤の服用に関する知識と避難行動や原子力防災について理解促進が図れたのかなということが挙げられます。

9ページのほうをご覧ください。

課題及び改善点といたしましては、1つ目になりますが、受付などで避難者がたまってしまったこと。また、2つ目、3つ目になりますが、避難者の誘導に改善すべき点があったことが挙げられます。これらにつきましては、手順の改善、手続の簡略化、受付レイアウトや人員配置など改善をしていまいます。

さらに、下から2つ目になりますが、UPZについても住民避難訓練を行う必要があるというご意見がございました。こちらにつきましては、来年度以降、このUPZの訓練も含めまして訓練項目を段階的に拡充をしていきたいというふうに考えております。

続きまして、11ページの下をご覧ください。

(4) 避難行動要支援者搬送訓練になります。

今回の訓練では、目の不自由な方や足の不自由な方の搬送訓練を職員と支援者により行いまして、避難誘導や避難支援、福祉車両による搬送などについて一連の手順を確認しております。

12ページのほうをご覧ください。

成果につきましては、2つ目、3つ目になりますが、この訓練が社会福祉協議会との連携、協力により実施できたこと、また福祉車両の操作など、要員の能力向上が図られたということなどが挙げられます。

課題・改善点といたしましては、一番下になりますが、今回の訓練では、市の職員が要支援者役を行いました。来年度以降につきましては、実際にその要支援者の方の参加についても検討をしていきたいというふうに考えております。

続きまして、13ページのほうをご覧ください。

(5) UPZ住民屋内退避訓練になります。

この訓練は、本米崎地区以外の市内全域を対象として行いまして、屋内退避の手順のほうを確認しております。

なお、訓練に当たりましては、屋内退避対応マニュアルというものを対象地域に事前に配布いたしまして、屋内退避の重要性とポイントについて周知を行い、訓練を実施したところでございます。

次に、成果でございますが、アンケート結果からはUPZの基本的な防護措置となる屋内退避への理解とその手順について一定程度の習熟を図れたことができたと考えております。

課題・改善すべき点といたしましては、1つ目になりますが、市民アンケートでは6割強の方が段階的避難を知らなかったということ。2つ目では、屋内退避の重要性は分かったが、有効性について周知の必要性があるというご意見がございました。

今後の対応でございますが、段階的避難や屋内退避の有効性と重要性について、機会を捉えまして理解促進のほうを図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、14ページをご覧ください。

囲みの中になりますけれども、令和4年度の訓練に向けた検討事項をまとめたものでございます。大きく4つほど示してございますが、いずれの項目につきましても今回の訓練での成果や課題改善を踏まえまして、訓練内容の検討を行い、対応力の向上と経験の蓄積、さらに原子力災害についての住民理解を図ってまいりたいと考えております。

訓練項目別の評価結果については、以上となります。

ここからはアンケートの集計結果などになります。後ほど、ご確認をお願いいたします。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長 執行部の説明が終わりました。

ご意見、ご質疑ございませんか。

古川議員 ちょっとお伺いしたいんですが、今まで我々というか、私は、例えばUPZとPAZ、口で簡単に言うんですけども、境目が当然あるわけですよね。その境目に住んでいらっしゃる住民の方というのは自分がどちらの区域なのかというのは把握されているんですか。

防災課長 PAZにつきましては、本米崎地区となっておりますけれども、自治会のエリアで区切っておりますので、住民の方は分かっていると考えております。

以上です。

古川議員 分かりました。一律にこの円で線を引いて、こっちはPAZだけれども、お隣さんはUPZ、そういうことじゃないんですね。だから、円とはいっても、デゴヒゴがあるということなんですね。分かりました。ありがとうございます。

議長 ほかに。

花島議員 訓練やっていただいて、それなりの何ていうかな、成果というのは変な言い方ですけども、結果が出てよかったと思います。

今、説明の中で受付が混んだという話ですけど、そのこと自体は別におかしくなくて当たり前なんで、ただ、問題はどのくらい混んで、実際のときはどのくらいになるであろうということの見積もりができるということだと思うんですね。その点、よろしくやって、考えていただきたいと思います。

あとは、これはもうとにかくまず第一歩だと多分認識していると思いますので、今後とももし何かあったときの対応がちゃんとできるように、順次、検討していただきたいと思います。

以上です。

議長 ほかに。

(なし)

議長 なければ、質疑を終結いたします。

続きまして、気体廃棄物の放出状況について執行部より説明を求めます。

防災課長 それでは、全員協議会資料、気体廃棄物の放出状況についてをご覧ください。

こちらの資料は、茨城県原子力安全協定に基づきまして、東海・那珂地区の11の事業所から四半期ごとに報告をされます気体廃棄物の放出状況をまとめたものになります。

資料は、1ページから7ページが令和3年度第2四半期、7月から9月の放出状況となります。8ページから14ページが第3四半期、10月から12月のものになります。

この表の見方のポイントになりますけれども、表の中ほどの放出状況と、その右側の放出管理目標値になります。放出状況が、放出管理目標値を下回っていれば、適正に管理がされているという評価となります。

なお、この放出管理目標値につきましては、原子力安全協定において、法令値よりも低い値で設定がされているものでございます。

それでは、具体的な説明を1ページの表の1行目、原子力機構原子力科学研究所JRR-2でさせていただきます。

発生場所はJRR-2、管理する核種はトリチウムになります。その放出状況になります。3か月の平均濃度ですが、アスタリスクの表示となっております。このアスタリスクでございますけれども、数値として検出されなかった場合にこのような表示をするということになっておりまして、備考のほうに記載のある検出限界値、2.2掛ける10のマイナス4乗ベクレル・パー・立方センチメートルを下回っているということを表しております。仮に、この数値が検出されたと仮定をいたしましても、その脇にあります放出管理目標値の5.0掛ける10のマイナス4乗ベクレル・パー・立方センチメートルを下回るということになりますので、適正に管理がされているという評価となります。

3か月の放出量につきましても、実測分と検出分の合計、2.0掛ける10の9乗ベクレルという数字は、放出管理目標値6.0掛ける10の10乗ベクレルを下回りますので、適正に管理されているという評価になります。

2番目のJRR-3以降につきましても、放出管理目標値を超えて放出された気体廃棄物はありません。全ての事業所において適正に管理されていることをご報告させていただきます。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長 執行部の説明が終わりました。
ご意見、ご質疑ございませんか。

(なし)

議長 なければ、質疑を終結いたします。
暫時休憩いたします。
執行部はご退席お願いいたします。ご苦労さまでした。

休憩（午前11時44分）

再開（午前11時45分）

議長 再開します。

その他になります。

執行部から依頼のありました各機関への議員の推薦については、本日お配りいたしました那珂市議会所属表のとおりであります。一番上の段の議会選出監査委員の欄につきましては、議決前のため、(案)を入れております。明日の本会議で委員が決定しましたら、改めて決定後の所属表を配付いたします。

続きまして、3月4日の古川議員の一般質問での発言について、通告していない内容についての発言が長くなりましたので、途中で私が議長判断として注意をいたしました。その件について、3月7日の議会運営委員会で審議をしましたので、古川委員長より報告願います。

古川議員 今、議長からお話がありましたとおり、3月7日に開かれました議会運営委員会のその他の部分で、議長から3月4日の私の一般質問の前段の部分での発言は通告外であり、議会運営委員会でよく話し合っただけでルールを決めてほしいというようにお話がございました。

それを受けまして、委員会の各委員から意見を頂戴しました。

幾つかご紹介しますと、あれは質問ではなく前段の挨拶だと思うので、そこまで縛るのはどうかとの意見。発言については新型コロナウイルスの災害についての議員の思いだと思うので、はっきり言えば通告外ではあるが、今起きていることについて少し思いを述べることはありだと思えるので、あとは議長が長いと思えば短くしなさいと言えいいのではないかとといったご意見。社会情勢など今起きていることについて触れる程度で述べることについては問題ないが、それが執行部への意見となってしまった場合には、質問ではないとしても通告外の発言と捉えるべきではないかのご意見。どこまでがルールか、どこまで言っているのか分からないので、自分も勉強しなければならないが、時間や内容等も含めて議長の采配に任せることでよいのではないかのご意見などがございました。

議会運営委員会としての結論として、冒頭の挨拶であったとしても通告した内容とは関係のない発言で、執行部に対する意見や要望を述べることは通告外の質問と同じような

扱いになってしまう。挨拶の中で世界の情勢などを話すのは問題ないが、執行部に対する意見と勘違いされるような発言は時間の長短にかかわらず、注意すべきである。また、議長は、円滑に議会運営をするのが役目なので、そこは議長の裁量で進めていただきたいということになりました。

私といたしましては、質問ではないので通告する必要はないと思っておりまして、今思っていることを述べさせていただいたのですが、議会運営委員会としてそのようなルールとすることにいたしましたので、今後は私も注意したいと思いますし、これは全議員に言えることですので、皆様にご報告としてお伝えしておきたいと思います。

ご報告は以上です。

議長 ただいまの報告に対して何かご意見ございませんか。

副議長 私も議会運営委員会に、委員ではないんですけれども、参加させていただいておまして、先ほどのちょっと委員長の報告と、この間、議会運営委員会、少し私の記憶が正しければ違うんじゃないかなというのがちょこっとありまして、今回の、先ほど委員長もありましたけれども、前段、自分の意見を言う部分は何ていうんですか、通告外と同じような扱いになってしまうということで議会運営委員会で話があり、それについて何ていうんですか、みんなで確認をしたというところで、皆さんに、全議員で共有しなければならない、それだけが決まったことなのかなと思ひまして、議長の采配がどうという話のところがあったんですけれども、それはちょっと違うのかなと。議長もそういう話をされていたと思うんですけれども、そこら辺、議会運営委員会の皆さん、どうなんでしょうか。ちょっと違うところがあるなというのは、気がするんですけれども。

通告外だったよ、それを皆さんで共有しましょうということが決まったことというのか、ルールの再確認をしたというのが議会運営委員会の中じゃなかったのかなと、私ちょっと、議会運営委員会でオブザーバーなので、はい。

小泉議員 ちょっと文章で見えてなくて、今、耳で聞いてのあれなので、正確なあれではないんですが、私の認識としても、今回の古川議員の発言に関しては、これは通告外だったという認識でよかったのかなというふうに思います。それをやはり気をつけましょうということで全議員に統一をすべきだということかなと。

それと、そうは言ってもグレーな部分というのはどうしてもありますんで、それについては議長が止めるなりということだとは思いますが、多分、私の認識としては、今回、議長から発言に対しては通告外じゃないかというところで、もう一度、議員同士しっかりとその確認をしてほしいということで話し合ったんだということになれば、あの部分に関しては通告外でしたよねということだったのかなというふうに私も思ったんですが、はい。

議長 ほかに。

君嶋議員 今、小泉議員から話が出た小泉議員の意見というのは、執行部に対して意見になっ

てしまうとか、意見を求めるような発言だった場合には、これ通告外ということになってみなされるのではないかという話で、この間の意見はいただいたと思います。

ですから、古川議員が、長い前座の中で話した中に、その執行部に対しての意見が入ってきてしまえば、これは通告外ということでみなすほかないでしょうということで、今後そういうことはないように注意すべきではないかという話は出たと思います。

あとは、その時間等についてとか、その質問の前座についてあまり長いときは、議長の裁量によって止めていただければという話は皆さんの意見が出たと思います。そういう形で私は受け止めています。

議長 ほかにございませんか。

笹島議員 私なんかちょっと、古川議員の話だよ。古川議員の話しているんだろう、今。

この前の一般質問でしょう。何か挨拶っぽく聞いていたんだけど、それが何、通告外とか通告内とかそんなにごちゃごちゃ騒ぐものなのかなと。要するにそういう縛りをつける、ルールをつけるとか、自由闊達に我々は話さなきゃいけないのに、自分の首を自分で絞めているようなことを、そういうことを何でやるのかなと思うの。やはりある程度、もし議長というのがいるんだから、長い、ちょっとそれはあれですよと止めればいいし、ちょっと長過ぎるとか云々とかと。そういうふうにしなないとみんな委縮しちゃうよ。これもやって駄目、あれもやって、小学校じゃないんだからさ。我々もう大人なんだから、分かってやっているんだから、そのくらい裁量してやって……

（「それはおかしいよ、大人だなんていう。当たり前じゃないんだよ、それ」と呼ぶ声あり）

笹島議員 だから、そういうことをやはりあまり縛るようなことをしないように。あとは議長の裁量でそれは指摘するなり何なり、注意するなりすればいいことで、止めるのということとは思いますが、どうでしょうか。

小泉議員 私はもちろんそんなに縛る必要はないという意見も一部理解はするんですけども、今回の問題は通告外かどうかということなので、この部分はしっかりしたルールはやっぱり適用されるべきなんだと思います。

その意味でどこまでを通告外にするかと。例えばこれまでの問題に関するところの再質問であったりとかというのは議論の余地がありますが、今回の件に関しては全く通告がない部分を自分の意見として冒頭に執行部にぶつけたというのは、これは通告外だというのは明らかなルールだと思うんです。そのことを今話しているというふうに私は理解しています。

議長 ほかに。

花島議員 もう議会運営委員会の話は別でいいですよ、この件で。

議長 いいですよ。

花島議員 私は率直に言って一般質問通告で挨拶もなしにいきなり質問に入ります。それが好

みで意図的にそうしています。でも、前段の挨拶みたいな、おはようございますも含めてあっちゃいけないとまでは思っていないんですよ。

ただ、時間が長いとちょっとそれは聞いているほうも1時間の範囲だという中だとしても聞きたくないです。でも、ルールとしてどうこうという話になると、ちょっと何て言っていていかよく分からないんですが、端的に言えば、ちょっと長いと思ったら議長が次の本題に入ることを促すというのは間違っていないと私は思っています。

ただ、もう一つは、その通告のあるなしなんですが、通告項目に挙げている中で私も回答を求められて意見は言う場合もあります、たくさんあります。それは一概に禁止すべきじゃないと思います。

ただし、通告していないのに答えろ答えろという要求、私はしませんし、それはするのは間違いだし、その部分について長時間を使うのもよろしくないと思っています。あとは、議長の判断でというのでいいと思います。

以上です。

小泉議員 私も意見を言うということで関連をしていけばいいとは思いますが。少なくとも通告にしているのをどこかでこれはそれに引っかかるよねということを意見として述べるということを否定するつもりはなくて、通告と全く関係ない話題について執行部に意見をぶつけるというのは、それは通告外でしょうということを言っているだけなんですけれども、それは普通に一般的な議会のルールだと思うんですけれども、そのことを今話されているわけだと思うんですよ。

それであればそのことはそうだろうと。その上でグレーな部分とか、長さの部分とか、明確なルールを引けないものは、それは議長判断でというのが当然かなというふうに私は思います。

議長 私からお話ししますけれども、もちろん全てが駄目というわけじゃなくて、例えば、昨日の夜みたいな災害みたいな震災とかいろいろあった場合、それに対して一言言う、1分以内くらいにですね、例えば、言うのは別に駄目だというわけじゃありません。決してそれは止める気はありませんけれども、ただ、小泉議員が言ったように、1つは、会議規則第51条に載っているんですけれども、会議において発言しようとする者はあらかじめ議長に発言通告書を提出をしなければならないと、こうなっております。そういう意味で、今、小泉議員が言ったように通告なしのやつは、やはり駄目ですよということだと私は思っております。そういうことです。全く駄目だということじゃないですよ。毎回、前置きを言うのは決して駄目なわけじゃありません。通告外のことでは執行部に質問じゃないですかね、要望みたいな形でお話始めてやっていくということは、決していいことじゃないということで、これを皆さんにしっかりと認識していただきたいなと私は考えております。

そのほかご意見ありましたらば。

原田議員 この間、一般質問、私も冒頭で少し挨拶述べさせていただきまして、社会情勢とかそういうのはいいということで今理解いたしましたけれども、古川議員のあの話も議長裁量で途中で止められて、それからすぐ止まって、質問に入られたということだったわけですよ。

私としては、古川議員のあの冒頭のはとても興味深く、今まさにお考えを発信してもよかったなと思ったんですよ。聞いていて、今、時事問題ではないですけども、今、ワクチンに関しての話だったので、興味のある方もいたでしょうし、中には考えさせられる方もいたのではないかなと、挨拶の一部としてはよかったかなとは思っておりましたので、そのあたりでちょっと時間が長かったとか、執行部の意見としてなってしまった場合には、やはり議長の判断によって止めていただいて、今後、注意するという形にしていいただければいいのかなと私は思っております。

議長 あくまで、原田議員、通告なしというのは、あれは通告していれば何の問題もなかったわけですよ。通告なしだったわけです。本人もそれは分かっているんですよ、通告しなかったと、間違ったと。本人も、古川議員も言っています。

ですから、通告なしでやると、議会がもう自由闊達過ぎて、あまりにもですね、なってしまいます。やはり規律も必要だと。

実は、今月初めに県西のほうの議会で通告なしで発言を繰り返した議員がいたわけです。新聞に載っていましたが、その議会では5日間停止というのが最大らしいです。5日間の停止処分を受けた議員がいるわけです。その方はその前にもやって、そのときは1日停止だったんですけども、今回は5日間停止ということで重い、受けたわけですけども、やはり通告なしというのはどの議会でももう駄目なんだよということをご理解いただきたいなと思います。

そのほかに何かご意見ございましたらば。

福田議員 大体この議会運営委員会のメンバーじゃないですか。我々、議会運営委員会でどういふふうなことをあれしたかは分かりませんが、先ほどの話を聞くと賛否両論あったと。どうしてそういう紛らわしいことをやらなければいいんじゃないですか、こういうことは。それと同時に、やはり議長の判断、これも加えてやっていけばそういうことないでしょう。だって、議会運営委員会でもんで、その内容というのは先ほど報告ありましたけれども、賛否両論あったわけなんでしょう。どうなんですか、その辺は。

(「ありましたよね」と呼ぶ声あり)

福田議員 あったんでしょう。

(「はい」と呼ぶ声あり)

福田議員 賛否両論があるということは、その人の解釈の違いということは当然出てくるわけですよ。ですから、そういう紛らわしいことはやめればいいんですよ、しなければいいんですよ。その判断というのは、議会運営委員会のメンバーであれば当然当たり前の

ことであろうと、私はそう思うんですけれども。どうして紛らわしいことをやっていくのかな。解釈の相違というのはいろいろあると思うんですよ。我々は分からない。その人の判断ですから、これは。

君嶋議員 議会運営委員会の中ではやはりいろんな意見が出ました。その中に、やはり前座として挨拶の中でも質問とみなされるような、勘違いを受けるようなものは今後はするな、しないよという話も出ましたので、それは今後注意してくださいと。

(「それは当たり前だよ」と呼ぶ声あり)

君嶋議員 そう。当たり前なことなんで、それは注意すべきだと。そのほかに時間とかそういうものに対してはもう議長の裁量に任せるということで、議会運営委員会では決定して、そういう話にもうまとまったんです。ですから、そういう話を私はしているわけです。

福田議員 当然私はそういうことを言っているでしょう。紛らわしい行為があったから、賛否両論の話が出た、議論が出たんでしょう。

君嶋議員 ですから、今後はそういうことがないように皆さん注意してくださいということで私らも意見、私は意見を言ったんです。

福田議員 当然ですよ、それ。当たりの話でしょう、それ。議長経験者はいるし。

君嶋議員 私もそうですよ。議長経験しているから、きちんと皆さんの質問に対しても注意するときは注意する。

福田議員 しかも、議会運営委員会の委員長という立場も考えなくちゃなんない。そうでしょう。当たりの話だと思いますよ、これは。だから、紛らわしい行為ということは、賛否両論あるわけですから、その場合に議長がどういうふうに判断していくのか。できればそれ以前にこういう紛らわしい行為、紛らわしい発言ということを実感をしていただきたい。そうすればこういう問題というのはないわけですから。その辺をやはり各議員が自覚をすべきなんです。私はそういうふうに思いますね。

議長 ほかにございませんか。

(なし)

議長 なければ、今後、通告にない発言については、十分に注意していただくよう、お願いしたいと思います。

続きまして、事務局より事務連絡があります。

事務局長 それでは、事務局のほうから3点ほどご連絡がございます。

まず1つは、以前に皆さんに実施していただくようにいたしましたコンプライアンスの研修のeラーニングという、タブレットでできる研修についてお願いをしたところですが、現在のところまだ2人しか実施完了していないものですから、期間が4月5日までということがございますので、実際ずっと通しでやっても2時間程度で終了するものがございますので、必ず実施していただきますようお願いいたします。

それで、ログインのアドレスとか、それは各議員の皆さんのGメールのところに送っておりますので、そこからログインしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、4月の全員協議会でございますけれども、現在、4月21日の木曜日の午前10時から全員協議会開催を予定しておりますので、あらかじめご了承のほどお願いいたします。

それから、前段、議長のほうからウクライナ募金の件でお話ございました。それで、1人5,000円程度ということでございます。集金については、明日、閉会日でございますので、明日までに事務局のほうまでお持ちいただければ事務局のほうでお預かりしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

議長 この件については、以上といたします。

以上で全ての議事が終了いたしました。

これにて全員協議会を終了いたします。

閉会（午後0時06分）

令和4年5月26日

那珂市議会 議長 萩谷 俊行